

表1 介護保険料の支払方法の切り替え(納付書払いから年金天引きへ)時期

平成18年度までは

Table with 3 columns: 年金天引き開始月, 対象となる方, 対象となる条件. Row 1: 10月, 4月1日現在で、年金の支払を受けている65歳以上の方, 4月1日現在で65歳以上の方、4月の年金受給日に定期の支払いを受けている方.

平成19年度からは

Table with 3 columns: 年金天引き開始月, 対象となる方, 対象となる条件. Rows for 10月, 4月, 6月, 8月 with detailed conditions for payment transitions.

※天引きの対象となる年金は、老齢基礎年金・遺族年金・障害年金です。
※天引き対象年金の受給年額が、18万円以上の方が年金天引きの対象となります。

表2 年金天引き開始時期の違いによる介護保険料額(例)

※平成18年度と平成19年度の介護保険料段階が第4段階(年額:42,000円/月額:3,500円)の方の場合です。

Table showing monthly payment amounts for different start dates (4月, 6月, 8月, 10月) and periods (1期 to 10期) for 平成19年度 and 平成20年度.

注1 仮徴収とは：介護保険料は、毎年6月に確定する市民税の課税状況と前年分の所得状況に基づき決定します。
注2 本徴収とは：10月・12月・2月は、6月に確定した年間保険料額から仮徴収分を控除した額を3回に分けて天引きします。

介護保険料

年金天引きへの切り替え年4回に

4月から、65歳以上の方の介護保険料について、支払い方法を納付書払い(普通徴収)から年金天引き(特別徴収)に切り替えが...
これまで、納付書払いに

4月2日から8月1日まで新規に年金の受給決定を受け...
高年齢福祉課(☎235・4952)。

場合、二重納付の恐れが生じます。そのため、翌年の4月まで開始を延期します。
また、年金天引きの開始時期の違いによる期別の介護保険料額(例)は表2を参照してください。

固定資産税評価額 縦覧をご利用ください

4月2日(日)から、平成19年度の固定資産税の評価額...
証明制度もご利用を

【固定資産の縦覧】

Table with 3 columns: 期間, 場所, 縦覧できるもの. Details on viewing fixed assets and required documents.

「縦覧制度」とは 固定資産税を納めている方が、自己の所有している土地・家屋の価格について、他の土地や家屋の価格との比較を通じて、その価格が適正かどうかを確認していただく制度です。
証明制度とは